

個人向けの主な生活支援制度（給付・貸付）

大月市版

令和2年4月27日時点 作成：大月市議会議員 たなもと晃行

申請	対象など	支援策	給付額や貸付額など制度の概要	主な条件、申請方法など	相談・お問い合わせ窓口
申請が必要	休業、減収などで一時的に生活費に困った方は（主に休業された方）	借りられる（貸付） 緊急小口資金	貸付上限額：10万円 （学校の休業などの特例の場合20万円） 据置期間（返済開始までの猶予期間） 貸付日から1年以内 償還期限（返済期限） 据置期間終了後2年以内 利子：無利子 保証人：不要	・新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※学校の臨時休業によるの子の世話、個人事業主が家族にいる場合による減収も対象 ※詳細は別紙「緊急小口資金」を参照ください。	大月市社会福祉協議会 受付時間 午前9時～午後4時（平日のみ） ※面談、お申し込みは予約制 電話：0554-23-2001
	失業、減収などで生活の維持に困った方は（主に失業された方）	借りられる（貸付） 総合支援資金	貸付上限額：2人以上の場合：月20万円以内 単身の場合：月15万円以内 ※貸付期間は原則3ヶ月以内 据置期間（返済開始までの猶予期間） 貸付日から1年以内 償還期限（返済期限） 据置期間終了後10年以内	・新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯 ・原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による継続的な支援を受けていただく事 ※緊急的な貸付が必要な場合には、まず「緊急小口資金」の申込みを検討していただく場合がある ※詳細は別紙「総合支援資金」を参照ください。	
	仕事がない、減ったなどで家賃の支払いに困った方は	もらえる（給付） ※家主さんに支給 住居確保給付金	支給額：上限は下記の金額（大月市） ※世帯、収入に応じて支給額が変わる。 ■ 単身世帯：3万円 ■ 2人世帯：3万6千円 ■ 3人以上世帯：3万9千円 支給期間：3ヶ月間（条件により延長可能） 支給方法：住宅の貸主等の口座に振込	・離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方 ・世帯資産が一定額以内（世帯人数により変わる） ・申請者、申請者と同一世帯の人の収入額が収入基準額を超えていないこと（世帯人数により変わる） ※他にも該当するための要件があります。 ※詳細は窓口にお問い合わせください。	大月市生活困窮者相談窓口 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ） 電話：0554-23-8030
	令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている人	もらえる（給付） ※世帯主に支給 特別定額給付金（仮称）	給付額：1人につき10万円	・令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている人 ・申請方法：郵送、オンラインの2種類 ・申請期限：郵送による受付開始日から3ヶ月以内 ・受付開始：市区町村ごとに決定 ※配偶者の暴力により避難している方は、今お住まいの市町村で給付金を受け取る事ができる措置があります（別途手続きが必要） ※補正予算の成立が前提	大月市役所 企画財政課 地域活性化担当 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ） 電話：0554-23-5011
申請が不要	児童手当を受給している世帯	もらえる（給付） 子育て世帯臨時給付金	給付額：児童1人につき1万円 給付方法：児童手当に上乘せして給付 支給時期：6月の児童手当支給と同時に（予定）	・児童手当を受給している世帯 ※補正予算の成立が前提	大月市役所 市民生活部子育て支援担当 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ） 電話：0554-23-8032
	令和2年4月分の児童手当受給世帯（新高校1年生を含む） ※大月市独自支援策	もらえる（給付） 大月市子育て緊急支援金	給付額：対象児童1人につき1万円相当1万円のうち5千円を児童手当口座に振り込み。残り5千円分は、市内飲食店で令和2年中に利用できるクーポン券（500円×10枚綴り）を世帯主住所に郵送。 給付時期：6月下旬から支給予定 ※申請手続きなどは調整中	・令和2年4月分の児童手当受給世帯（新高校1年生を含む） ・クーポン券を利用できる店舗については、広報およびホームページで公表するとともに、クーポン券に一覧表を同封 ※予算の成立が前提	大月市役所 市民生活部子育て支援担当 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ） 電話：0554-23-8032

※困っている、制度がよくわからないなど、何かございましたら「たなもと晃行」にもお気軽にご連絡ください。